

『等海口傳抄』法華深義について

天台宗典編纂所 藤平寛田

府中の等海が類聚の具名『宗大事口傳抄』（以下『等海口傳抄』と省略）における編集・構成形式は、『二帖抄』『八帖抄』（『相傳法門抄』）に準拠していることは、

山家大師傳法要偈 四箇大事

一心三觀 境一心三諦・智一心三觀 卷第一・卷第二

心境義 一念三千 卷第三

止觀大旨 宗旨・宗教 卷第四～十

法華深義 圓教三身・常寂光土義・蓮華因果 卷第十一

寂光大師 略傳三箇

圓教三身 證道八相・四句成道 卷第十二・第十三

常寂光土義 事寂光・理寂光 卷第十四

蓮華因果 本迹不同 卷第十五

被接法門 卷第十六

諸宗同異 眞言・法相・華嚴・三論・禪 卷第十七

とある基本構成からも明らかである。但し、単に『二帖抄』

『八帖抄』にのみ説示される情報を再編集したのではないことは、本書奥書からも明瞭である。

本稿では、『等海口傳抄』の成立過程を探ることを大きな問題として進めていきたいが、先ず「法華深義帖」について、基礎的な問題を考察調査したところを報告したい。

1

先ず、本書の奥書には、（天全九、五七〇上～下）

夫於此抄者。且爲稽古用意。且顧法門失錯一期間披見所持聖教在生程傳受法門深義書畢。草案時立篇目調卷數以爲十七帖矣。然後始自康永二年癸未八月十日。至于貞和五曆己丑六月二日。七箇年間清書終功。爰云聞云見一分無私案之觀皆悉相承耳。甚深甚深嫡弟一人之外六賢六不可授者也 等海判

とあり、この抄は、まさに且く稽古用意のため、且つ法門

失錯を顧みて一期の間に披見所持の聖教を、等海自身が傳受したところの法門を書き記した。これを草案した時に、篇目を立て、調巻して十七帖とした。そして、康永二年（一三四三）癸未八月十日より、貞和五曆（一三四九）己丑六月二日に至るまでの七年間という長い期間を懸けて清書した。そこには、私案を一切交えず皆な相承したものである。と記されていて、この奥書によれば、まさに等海の心血を注いだ整理編集がなされている、と見ることが出来る。等海について

山王三國傳來口決

山王 慶命 勝範 長豪 忠尋 皇覺 範源 俊範

靜明 政海 一海 承海 等海 良海

（『等海口傳抄』天全九、三六七下）

『等海口傳抄』の「山王三國傳來口決」の相承を見ると、俊範 靜明 政海 一海 承海と相承される、所謂土御門流系統であり、その著作には、『等海口傳抄』の他に、『血脉相承私見聞』（『統天全』口決1A本）や『講説用意』（写本）などがあり、また、日光天海蔵に架藏される『法華玄義抄』などの「三大部抄」の一部と言われるものを書寫している場合などから見て、また府中定光寺や勸學院に居住し、府中等海と言われている。また、その生没年も判然としないが、おおよそ文保元年（一一三一七）以前から貞和五

年（一三四九）以後までの生存とされており、比叡山無動寺系の論義故実などを纏めた『講説用意』からすると、本書の整理を始めた頃には、無動寺常樂院に滞在していたようである⁽²⁾。しかし、それ以外は現在全く不明瞭である。

一海について

次に、等海は土御門流系統であるようなので、その同門である一海について注目して見ることにする。この一海について、傳記や事蹟などは判然としないけれども、一二例を挙げてみよう。

先ず『惠心流教重相承私鈔』を見てみる。

一、圓頓法印御住山ノ事

仰云。圓頓法印ハ總シテ六ヶ度ノ御住山也。初住山ノ時ハ千餘貫ニテ御住山アリ。仍テ御兒四人・騎馬十六騎被ニ供奉一。法印ハ御輿ニテ御上洛有リ。都ニテハ正親町ノ心賀法印ノ御坊へ參著有リテ御相承有リ。此時ニハ三大部ノ御學問有リ。玄ノ一。文句ノ一。止觀ノ第六ノ卷迄御學問有リ。

此時十三帖ノ見聞ヲ下シタマヘリ。サテ第一度目ニハ宗要ノ御相承アリ。第三度目ニハ義科ノ御相承有リ。第四度目ニハ心賀法印ノ御坊ヲ三百餘貫ニテ造立シテ參セタマヘリ。此時。心賀思食ス様ハ此人ハ志シ深シテ。吉キ法燈也ト思食シテ此ノ家ノ嫡家ニ。唯授一人ノ相承有リ。凡ソ奉授與ヘシトテ。七箇大事ヲ御傳授有リ。凡此御相承ハ目錄ノ學

問トテ一紙ニ記録シテ相承ス。而ルニ圓頓法印ハ我ハ無才學ニサフラヘハ師ノ御講ヲ一海アソバシテ給ハリ候エト仰有リ。仍テ一海法印ニ帖ニ記シテ參セラルル。今ノ二帖抄是也。其後彼ノ二帖抄ハ尚ヲ狹シテハ帖ニ廣メ是ヲ記スル也。是ヲ尊海ニ參セラル。夫ヨリ二八帖抄有レ之。而ルニ圓頓法印ノ御言ニ。廣海ハ切紙ニ三枚相承シテ自證スレトモ我ハ二帖ニククリテ持タリト利口アリ。然ルニ一海法印ハ筆取ニテ御座ス故ニ。宗ノ骨目ヲ殘サズ尊海ト御同心ニ御相承有リ。其時心賀ノ仰ニ。一海ノ得分ハ過ギタリト仰セアリ。其故ハ政海ノ御相承ノ時ト尊海ノ御相承ノ時ト同ク御聽聞有リ。我ガ自分ト三度ノ御聽聞ナル故ニ如レ此仰セ有ル也。又心賀ノ仰ニ。世ノ中ニ一ナル物ハ一海ト仰セアリ

(真如藏、日光天海藏、『日本天台史』續、八一四頁)

これは、圓頓房尊海についての事蹟を示すのによく用いられるものであるが、その中に心賀・尊海相傳の時に筆録者として尊海に同道し、『二帖抄』を成し、また『八帖抄』はなお狭いので『八帖抄』を記したこと。これは『八帖抄見聞』でも同様なことが記されている⁽⁵⁾。またあるいは、心賀が言うには、一海の得分は過ぎたるものがあるとする。それは、政海からの相承と尊海相承の同聽と我、つまり心賀自身からの相承がある。この点は、『等海口傳抄』でも確認出来る。『等海口傳抄』(天全九、三九二上)では、

約三倍の違い、『二帖抄』から『等海口傳抄』では約六倍半程大部となっている。

また、『法華深義』では、『二帖抄』と『八帖抄』では約五倍、『二帖抄』と『等海口傳抄』では約十倍、『八帖抄』と『等海口傳抄』で約二倍程の相違がある。このような分量の違いは、果たしてどこからその情報を盛り込んだのか、『等海口傳抄』の情報源はいつたい何に拠ったのか、ということが大きな問題である。

そこで、今回注目したのが、『二帖抄』下の蓮華因果事に出て来る次のような記事である。

尋云。本迹ノ不同ト本迹ノ同異トノ習如何

仰云。本迹不分本地甚深ノ本ト迹門トハ大ニ不同ナル故ニ。

本迹ハ一向不同也。本迹同異ト云時ハ又本迹ノ體ハ無^{レトモ}不同^一。異ナル邊ハ只是レ久遠ノ不同計也。本迹同異ノ法

門ハ約^レ經雖^ニ是本門^一既是今世迹中之本名爲^ニ本門^一本

門ト迹門トハ。五重ノ體ハ全ク無^ニ不同^一也。不同ハ只是久

近ノ異也。一向不同ノ義是^ニハ大ニ異也ト口傳スル也。委

細ノ旨ハ如^ニ玄文第一大綱見聞^一也

(天全九、一四八下〜九上)

ここでは、本門迹門の不同と同異との学習の相異についての口傳が示されているが、その最後に「委細の旨は玄文第一大綱見聞のごときなり」とある。『二帖抄』では、とに

十二第三重總附屬事

常寂光土。第一義諦。靈山淨土。久遠實成。多寶塔中。大牟尼尊。以^ニ内證直授ノ法門^一。直^ニ授^ニ心賀法印^一。一海阿闍梨^ニ。心賀法印。以^ニ一宗ノ玄旨^一。付^ニ屬^ス一海阿闍梨^一。能ク流傳シ傳燈シテ無^レ絶^{コト}而已。口傳^ニ云。此ノ第三重總付屬ハ。以^ノ外^ニ可^レ有^ニ口傳^一事也⁽⁴⁾

とあり、これからも一海が、心賀より直授の相承を受けていることが明らかである。心賀は、一海のことを評して、「世の中に一なる人物は一海である」とまで評し語っているのである。

このような人物である一海と等海が、文献上でもかなり緊密な関係にあることは、さらに調査を進めて見る必要があるだろう⁽⁵⁾。

2

さて、先に見たように、『等海口傳抄』の基本的な構成は、七箇法門と諸宗同異とが、十七巻各々に配当されているわけであるが、ただその分量からすると、単に『二帖抄』や『八帖抄』を改変しただけではない分量を持っている。

因みに、『二帖抄』『八帖抄』『等海口傳抄』の分量を示してみると、先ず『二帖抄』を基本とすると、『八帖抄』では約二倍半ほどの大部となり、『八帖抄』と『等海口傳抄』で

かくポイント・エッセンスとなる口傳が示されているのだが、さらに詳しくは『玄文大綱見聞』に記されているということである。これは前の『惠心流教重相承私鈔』に見られる、尊海相承の三大部学問の箇所で、「玄の一、文句の一、止觀の第六の巻まで御学問あり。この時十三帖の見聞を下したまへり」とある記事が、大いに関係するのではないかと推測される。

そこで、これらの文献と関係すると考えられるものを、次に提示してみよう。等海書寫の三大部関連文献として、

a 『法華玄義抄』第一 (以下の七本は、日光天海藏)

(内題) 玄義第一大綱見聞 下

(奥書) 元徳二年⁽¹¹¹¹⁾庚午八月五日。於武州府中御水河坊書寫畢

等海(華押)

b 『摩訶止觀第一見聞』上 大綱 書寫年不明

(奥書) 等海

c 『摩訶止觀第一見聞』下

(奥書) 本云。延慶三年三月二日 於一條正親町御坊談畢

延慶三年五月三日 於今小路萬里小路之宿所以松林

房見聞寫了 松林房

南無山王慈惠大師 垂哀愍納受給へ

元徳三年⁽¹¹¹¹⁾辛未七月十七日 於武州府中定光寺坊書寫了

等海

d 『摩訶止觀第二見聞』三條坊門御談義
(奥書)元徳三年^(一一三二)辛未三月十五日 書寫畢 等海(華押)
e 『摩訶止觀第三見聞』(表紙)等海
(扉書)止觀第三大綱見聞 徳治二年二月七日始之^(一一三二)
f 『摩訶止觀第五見聞』上
(奥書)寫本云。延慶二年二月下旬之比御談義畢。隨惠心十代嫡流所面授口決法門先代未聞也。祕事言語道斷之口傳也。更二不可口外深理云也。門弟等深可信之可信之南無一切三寶 佛法僧 壹海在判
元徳三年^(一一三二)辛未六月二日 書寫畢 等海
g 『摩訶止觀第五見聞』下 等海
(奥書)本。延慶二年二月十二日ヨリ三月八日御談義畢。惠心代々祕事一流隨分已證顯之。可祕可祕 壹海
初めにa本は、『法華玄義抄』28冊の内の一冊で、内題が「玄義第一大綱見聞下」とあり、下巻のみだが、『二帖抄』に示された「玄文第一大綱見聞」と何かしらの関係があると、一往推測される。書寫年時は、元徳二年(一一三〇)であり、等海の華押が見られる。
次にb、gは、『摩訶止觀抄』24冊の内6冊である。『摩訶止觀第一見聞』上下、第二見聞、第三見聞、そして第五見聞上下である。
先ず、b本には書寫年時が見られないが、奥書には等海

の署名がある。

次にc本には、延慶三年(一一三二)一 條正親町御坊での談義記録であり、松林房の見聞をもって、元徳三年(一一三二)に府中定光寺で等海が書寫したものである。この松林房は、通常は政海を指すことが多いと思われるが、年代からすると、あるいは一海を指すのではないかと考えられる。
次にd本は、三條坊門での談義記録で、元徳三年(一一三二)に書寫したもので、等海の華押が記されている。
次にe本は、これは表紙に等海の署名があり、徳治二年(一一三〇七)に始められたものである。

次にf本は、延慶二年(一一三〇九)の談義記録で、ここで「惠心十代嫡流面授口決云」とあって、壹海在判と記され、元徳三年(一一三二)等海の書寫になるものである。最後にg本は、等海の署名があり、奥書にはf本と同様に壹海の名前が見られる。
つまり、これらは皆な等海書寫あるいは、等海の署名があつて、中には一海の書寫の識語が見られるものもある。以上の7冊が一往の研究対象になると考えられる。
ここで注目すべき点は、これらの談義あるいは書寫されている年時が『等海口傳抄』成立年時より以前のものである、ということである。推測の域を出ないが、これらは尊

内證ナル時ハ隨意語也。是ヲ授ル機ニ方ニテハ成ニ隨他意一也。隨自意語ノ方ヲ云ニ法華深義トハ也。勝範口傳云。隨自意語ハ内證。隨他意語ハ化他也。
『八帖抄』(一)『相傳法門抄』(日光天海藏)
一 法華深義事

3

さて本論では、法華深義帖に関連しての調査を取上げ、その一端を見てみたいと思う。⁽⁶⁾
『等海口傳抄』と『八帖抄』・『二帖抄』を比較対照してみることにする。先ず「法華深義」について見てみる。
『等海口傳抄』(天全九、四七七上)
法事深義下

心賀御義云。以ニ本地甚深ノ奥藏^ヲ。名ニ法華ノ深義^{トハ}也。玄一云。此ノ妙法蓮華經者。本地甚深之奥藏也。文ニ云。是ノ法ハ不可示。世間ノ相常住ナリ。三世如來之所證得^{一也}。此釋即法華ノ深義ノ心也。法華玄義ノ得名カ。即法華ノ深義ニテ有レ之也。玄ノ字ハ深ノ義也。而ニ大師ノ十徳ノ中ノ。第九ノ玄悟法華圓意之徳カ即法華深義ニテ有レ之也。五重玄義最秘釋云。今法華宗。天台大師開自解佛乘自行徳。玄悟法華化他徳。而説摩訶止觀己心中十乘法門^矣。此釋ハ自解佛乘。即止觀ノ天真獨朗ノ開悟也ト釋ル也。玄文一部ノ七番共解。五重各説共ニ。大師ノ御

口傳仰云。法華深義ト者。本地甚深ノ奥藏ヲ以テ法華ノ深義トハ名レ之也。法華玄義ノ得名カ即チ法華深義ニテ有レ之也。玄ノ字ヲハ深ノ義也。大師ノ十徳ノ中ノ第九ノ玄悟法華圓意ノ徳カ即チ法華ノ深義ニテ可レ有レ之也。玄文一部カ大師ノ御内證ナル時ハ。七番共解五重各説共ニ隨自意悟ト成ナリ。是ヲ授ル機ニ方ニテハ隨他意ト(成ル也。法華ノ深義トハ隨自意悟ノ)方ヲ云也。依レ之勝範口傳云。隨自意悟ハ内證。隨他意ハ化他機也^矣
玄一云。此妙法蓮華經者。本地甚深之奥藏也ト釋セリ。是レ則チ法華深義意也
『二帖抄』(天全九、一三七上)下)
法華深義事
仰云。法華玄義ヲ法華ノ深義ト名也。玄ノ字ハ深ノ義也。故ニ玄ノ字ハフカシト讀也。總シテハ法華ノ深義ト者大師ノ御内證也。御内證ニ取テモ十徳ノ中ノ第九ノ玄悟法華圓意ノ内證ヲ法華ノ深義トハ云也。本地甚深ノ奥藏ヲ内證ニ持テハ隨自意悟也。是ヲ機ニ授ル方ニテハ一向隨他意ト成也。然ヲ

法華ノ深義トハ隨自意ノ方ヲ云也。依レ之勝範御傳云。隨自意悟ハ内證。隨他意ハ化他ノ機也。文法華一部八卷カ皆深義ニテ内證ノ邊モ有レ之。又色ノ經卷ノ隨機ナル方ハ。又一向一部八卷カ隨他意ト被レ云也。妙法蓮華ノ首題ヲ釋ル故ニ本地ノ内證深義ヲ爲シテ體ト釋也。玄文ニモ本迹相對ノ釋義ハ皆隨他意ノ說ナル故ニ。本ノ中ノ本ニハ大ニ劣也ト口傳スル也。天台内證ノ七番五義ヲ法華ノ深義トハ習也

先ず、法華深義について概説部分を挙げてみた。『等海口傳抄』で「心賀御義云」となっているところは、『八帖抄』では「口傳仰云」であり、『二帖抄』では「仰云」となっており、文字の出入りや文章の順序が異なっているが、ほぼ同内容が見られる。玄義第一の大師十徳中の第九玄悟法華圓意の徳が、法華の深義であるとする基本線や勝範義を引用することなど、まさに『二帖抄』『八帖抄』を依用したものと見られるところである。

次に、法華深義における眼目の一つである三種法華について見てみる。(一)

先ず、『二帖抄』においては、

尋云。三種ノ法華習如何

守護章釋云。於一佛乘者根本法華也。分別說三者隱密法華也。唯一乘者顯說法華也。妙法之外更無一句餘

經文

(天全九、一三八下)

とあるのみである。これは、尊舜『二帖抄見聞』に、「二條抄には三種法華の名字ばかりを挙げて委しくその相貌を分別せず。一海法印は八帖抄には委しく三種の名相を分別して印眞言等を出すなり」(天全九、二五九上)とあることから、『等海口傳抄』は、その情報の多くを『八帖抄』に求めているように思われる。一、二の例を列挙してみよう。

『等海口傳抄』(天全九、四八一上、下)

八尋云。此流ニ無作ノ秘印ト云事有レ之。何様ニ云事耶。心賀御義云。自身無作ノ三身ナル故ニ。六塵六作擧レ手動レ足。悉ク無作ノ印也。一身ハ一印無作ノ四威儀也。一口ハ無始ノ息風也。一意ハ本有ノ心性也

尋云。一名號法界聲塵。以レ風爲レ體云事如何。次ニ居ニ法界道場ニ誦ニ一偈ノ文ニ云ヘル。當流深秘ノ口傳如何。次ニ以テ天台宗ニ。諸宗ノ中ニハ持國利民ノ宗トシテ。守ル王法ニ最頂也ト云事如何

心賀御義云。法界聲塵ト者風大也。獨一法界ノ總ノ五音也。此命風カ當ニ萬物ニ時。成ニ別ノ風大ト也。當レハ松風。當レハ水ニ浪風也。命風當レ舌ニ時。妙法蓮華經等ノ事相ノ名號文字等モ出來スル也。次ニ居ニ法界道場ニ誦ニ一偈ノ者。嫡流一人ノ外ニ更ニ無ニ口外ニ。當流深秘ノ口傳也。塔中相傳ノ一偈也。一偈ノ文ト者。壽量品ノ常在靈鷲山。及與諸住所。我此土安穩。天人常充滿ノ文是也。慈覺

大師續入唐ノ記ニ見タリ。又云。中間ノ衆生見劫盡。大火所燒時ノ文ヲハ。略レ之相承傳來シタマヘリ。以テ塔中相傳一偈ノ文ヲ。山家大師奉レ授ニ天照大神ニ云

『八帖抄』

20 無作秘印事

尋云。此流ニハ無作秘印云事有之歟。何様ニ云事耶

口傳仰云。自身無作ノ三身ナル故ニ六塵六作擧手動足悉ク無作ノ印也

一身ハ一印無作ノ四威儀也 一口ハ無始ノ息命風也 一意ハ本有ノ心性也

根本法華 印堅實合掌 明日我本有清淨阿字也

隱密法華 印虛心合掌 明日我妄想顛倒阿字也

顯說法華 印八葉 明日我

15 只名號法界聲塵以風爲體事

尋云。只名號法界聲塵ノ以レ風ヲ爲レ體ト云事如何

口傳仰云。法界聲塵ト者風大也。獨一法界ノ總ノ五音也。

此ノ命風當ニ萬物ニ時成ニ別ノ風大ト也。當レハ林ニ林風也。當レ水浪風也。命風當レ舌時。妙法蓮華經等ノ事相ノ名號文字等モ出來スル也

16 一偈文當流深秘事

一居ニ法界道場ニ誦ニ一偈ノ文ニ云ヘル當流深秘ノ口傳事

口傳仰云。此事嫡流一人ノ外ハ更ニ無ニ口外ニ塔中相傳ノ一偈也。慈覺大師御入唐記ニ見タリ。一偈ノ文ト者。壽量品ノ常在靈鷲山。及餘諸住處。我此土安穩。天人常充滿ノ文是也。又云。中間。衆生見劫盡。大火所燒時ノ文ヲハ略レ之ヲ相承傳來シタマヘリ云。塔中相傳ノ一偈文ヲ以テ山家大師天照大神奉レ授云

『等海口傳抄』(天全九、四八二下)

十一尋云。顯說法華ニ對ニ我字ニ意如何 俊範御義云。(中略)

一傳云(慈覺御傳)

根本法華 本有不變 印堅實合掌 明日我胎寂

隱密法華 緣起諸法 印虛心合掌 明日我金照

顯說法華 不二法性法界皆蓮 印八葉 明日我寂照俱時

『八帖抄』

21 顯說法華對我字事

尋云。顯說法華ニ對ニ我字ニ心如何 俊範法印御義云。(中略)

18 慈覺相傳 一傳云。慈覺御傳

根本法華 本有不變 印堅實合掌 明日我胎寂

隱密法華 緣起諸法 印虛心合掌 明日我金照

顯說法華 不二法性法界皆蓮 印八葉 明日我寂照俱時

私云。此事相構相構能可レ尋レ之也

三種法華部分について、一二の例を挙げた。先ず『等海口傳抄』で「八無作祕印事」を見てみると、『等海口傳抄』では、一項目として取り扱っているが、その内容は、「無作祕印事」「法界聲塵事」「當流深祕口傳事」が示されている。これを『八帖抄』に照してみると、『八帖抄』の20無作祕印事、15法界聲塵以風爲體事、16一偈文當流深祕事に相当する。ここでも『等海口傳抄』で「心賀御義云」は、『八帖抄』では「口傳仰云」となっており、その内容は、ほぼ同文であるといつても良いだろう。また、『等海口傳抄』「十一顯說法華對義字事」では、その文末に「一海云。この事相構えて能く能くこれを尋ぬべし」とあるが、これが『八帖抄』では「私云」であり、これもまた『等海口傳抄』が『八帖抄』を参考依用した證據の一つになるだろう。

4

次に、『二帖抄』や『八帖抄』では記載されていない部分も当然見受けられる。例えば、『玄義第一大綱見聞』と関係するところの一二例を提示してみよう。(8)

『等海口傳抄』(天全九、四八四下)

二十一尋云。玄一云。月ハ能虧盈アルカ故ニ。月ハ漸圓ルカ故ニ。法華亦爾ナリ。同體ノ權實ナルカ故ニ。會レ漸ヲ入レ

觀ノ觀心ニ也。次ニ文句ノ訛事觀ト者。讀ニ妙法蓮華經ト言ハ。悉ク心法ヨリ讀出也。訛事觀ノ時ハ。全不レ立ニ字義ヲ。只讀行ク言カ皆心法ニ有レ之故ニ。無ニ餘念一讀誦スルヲ。名ニ訛事觀ト也。記ニ云。故一一句入心成觀矣。一一句入心マテハ訛事也。成觀ト者達ニ妙觀ニ也。所以ニ無ニ餘念一。不レ忘ニ文字一。不レ亂ニ章句一。讀ニ一一ノ句一。皆心法ナル故ニ。云ニ入心ト也。如レ此讀ニ行ク程ニ。一心法カ寂シテ。成觀スル時キ達ニ妙觀ニ也。訛事附法ノ觀門ハ。六識能所ノ行ニシテ。不レ及ニ妙解ノ心地ニ也。方便ノ行也。次ニ止觀ノ直達觀ト者。一心三觀一念三千ノ修行也。是九識圓備ノ觀門ニテ。直ニ行ニ心ノ本源。諸佛同體ノ處一也。三種ノ觀心ノ證據ハ。籤六云。觀心乃是レ修行ノ樞機ナリ。仍且ク略點シテ寄ニ在セリ諸說ニ。或ハ存或ハ沒非ニ部ノ正意一故ナリ。縱ヒ有ニ施設一。託レ事ニ附レ法ニ。或ハ辨シ十觀一列レ名ヲ而已矣次ニ玄文止觀ノ。兩部ノ觀心ノ大旨。可レ習レ之也。玄文ハ專依ニ圓ノ四門ノ中ノ有門ニ明ニ觀心ヲ。止觀ハ專ラ依ニ圓ノ四門ノ中ノ空門ニ。明ニ觀心ヲ習カ祕事ニテ有レ之也。又根性萬差ナレハ。託事附法ノ觀門。可レ巨ニ淺深一也。總シテ自ニ最初心ノ凡夫ノ一念一。至ニ妙覺果地ノ位ニ。可レ有二託事附法ノ觀心一習也。當流ニハ不思議境ノ三千觀ヨリ。猶ヲ深キ託事附法ノ觀有レ之習也。意ハ十心具足初隨喜ノ上ノ讀誦等ナル間。以外ニ

頓ニ故ニ爾者同體權實ト者。其體如何
心賀御義云。分別說三ト者。隱密法華也故ニ當流ノ口傳ニハ。同體權實ト者。隱密法華也ト習也

『法華玄義抄』第一(内題)玄義第一大綱見聞下
尋云。玄云。月能虧盈故。月漸圓故。法華亦爾。同體權實故。會レ漸入レ頓故此文釋ノ料簡如何
仰云。同體權實トテ當流ニ口傳有レ之事也。同體權實ト者。隱密法華是也。分別說三者。隱密法華教也。故ニ隱密法華同體ノ權實ト習也云

先ず、『等海口傳抄』「二十一同體權實事」は、ここでは、玄義一の引用と心賀御義として隱密法華が口傳とされるが、『玄義第一大綱見聞』には、「仰云」としてほぼ同文が示されている。

『等海口傳抄』(天全九、四八八上、下)

三十尋云。三大部ノ觀心ノ正キ心地ノ形如何
心賀御義云。玄文ノ附法觀ト者。非ニ觀念修行ニハ。唯心内ニ思ニ惟シ法門一。分ニ別シ義理一。論談決擇スル間ニハ。無ニ餘念一故ニ自ラ心地カ靜マリ。妄法カ寂シテ達ニ不思議ノ妙觀ニ故ニ。附法觀ヲ爲ニ方便ト。達ニ不思議ノ妙觀ニ。成ニ妙觀一也。於テ法門ニ思ニ惟シ分ニ別スルヲ當體一。云ニ付法觀トハ也。籤一云。令一一ノ文段ヲシテ人ニ觀門ニ。然須ク細ク釋シテ令上レ成ニ妙觀一。令成妙觀ノ坪ハ。成ニ止

深キ託事附法ノ觀心也。此時ハ託事附法ノ觀。即三千觀ノ妙觀ニテ可レ有レ之也。此正行ノ上ノ託事附法ノ觀ニモ有二種種一。又妙解ノ重ノ託事附法ニモ有ニ重重一也。又玄義文句ノ觀心ハ。不レ及ニ妙解ニ也。妙解ノ方便ナル託事附法也。此時ハ設ヒ一念三千。一心三觀ノ法門ニテ有レ之也。法數法相ノ思惟分別ノ分ニテ。非ニ行相元意ノ三千觀ニ。故ニ妙解ノ方便託事附法也云

一海云。一心三諦ノ境。一心三觀ノ智。一行一切行。恆修四三昧ノ立行ノ處ヨリ。妙行ノ上ノ託事附法ノ觀心ヲハ。習レ之口傳スル深祕ノ義ニテ有レ之也

『法華玄義抄』第一(内題)玄義第一大綱見聞下
尋云。三大部觀心ノ正キ心地ノ形如何
仰云。玄文ノ附法觀ト者。心内ニ法門ヲ思惟分別スル義也。藏通等ノ四教ノ法門ヲモ心内ニテ思案シ分別スル也。如レ此法門ヲモ思惟シ。論義法談スル間ニハ無ニ餘念一故ニ。自ラ妄法カ寂シテ三昧ヲ論也。心内ヲ以ニ法門ヲシツメテ。法門ノ外ニ不レ起ニ餘念一故ニ。此ノ方便附法觀ヨリ直達不思議ノ妙觀ニ達スレハ成觀ニ成也

託事觀ト者。今ノ妙法蓮華經ヲ讀ムニ。此ノ讀ム言ハ皆心法ヨリ讀出也。是モ以ニ心法ヲ讀誦スレハ無ニ餘事一心法カ寂シテ無ニ餘念一故ニ三昧ノ義也。又一一句入心成觀ト釋スルハ又一一句入心ノ處ハ託事也。一一句ヲ讀ムニ皆心

法ナル故ニ入心也。是カ寂シテ成スレハ成觀ト成テ妙觀ト達スル也。託事觀ノ時ハ不レ立ニ事義ヲ。但讀ム言言カ皆心法ニシテ有レ之故ニ。無ニ餘念一讀誦スルヲ託事觀トハ名也云直達ノ止觀ノ行ハ又一念三千一心三觀直行也。是ハ又九識圓備ノ觀ナル故ニ。非ニ六識能所ノ方便ノ觀ニ。心ノ本源。諸佛同體ノ處ヲ直行スル也

尋云。託事附法觀門ニ有ニ淺深ノ不同一耶

仰云。正行上ノ託事附法觀門ハ。又一向一念三千。一心三觀ノ上ノ託事附法觀也。是ハ以外ニ深觀也。サテ玄文文句ノ大綱ニ所レ明ス託事附法ハ不レ及ニ妙解ニモ。況ヤ正行ヲヤ。故ニ託事附法ノ觀可レ巨ニ淺深ニ條勿論也。依レ之義釋。於ニ眞言一立ニ四種念誦ヲ其中ニ。第三ノ音聲念誦ヲ天台誦經法是也ト釋セリ。是ハ又讀誦ノ託事以外ニ甚深法門也（中略）

私云。山家御釋云。一心三諦境。一心三觀智。一行一切行。恆修四三昧。長講法華經。恆說一切經ト釋スル此ノ四種三昧立行ノ處ヨリ妙行ノ上ノ託事附法觀心ヲハ習ト口傳スル深祕義ニテ有レ之云

長文を挙げたが、先ず『等海口傳抄』「三大部觀心正心地形事」は、何故に法華深義帖で採用されているのであろうか。この点を推測するに、法華の深義とは、法華の玄義をいうことであるとするとところから、三大部の『法華玄義』

を意識しての採用であらう。とすれば、ここでは『法華玄

義』の第一に示される七番共解の第六觀心を説示するところを説明する『玄義第一大綱見聞』と合わせ見ることに不都合はなく、むしろこの法華深義帖において提示されるべきものと見ることが出来そうである。『玄義第一大綱見聞』では、附法觀・託事觀・直達觀と概略説明され、さらに七番共解としての説明もされているが、最後には「私云。山家御釋云」として長講法華經文を出している。『等海口傳抄』では、「一海云」とされるのは、『玄義第一大綱見聞』からの参考依用と考えられる。つまり「仰云」は、心賀の言葉となり、『玄義第一大綱見聞』は『二帖抄』に言われるものの一つで、その下巻に当たると考えたいのである。

以上、わずかに数例を挙げて見たわけであるが、『等海口傳抄』には、心賀以来の重要事項が、等海の編集を経ていることは勿論であるが、『二帖抄』や『八帖抄』といった口傳法門文献も、その下地として三大部の學問が重要な位置を持っていたことは、充分に確認できたを考える。

今後は、さらに詳細な比較見当が必要であらう。

キーワード 『等海口傳抄』、『二帖抄』、『八帖抄』、

法華深義、一海

註

(1) 拙稿「惠心流心賀法印談一海記『八帖抄』考」を参照。

(2) 『正續天台宗全書目録解題』(六五下〜七五上。一八六上〜一八九上)を参照。

(3) 『八帖抄見聞』(『天台宗全書』九、三一九上)には、傳云。當流相承ノ次第ハ。義科宗要ノ上ニ七箇ノ大事ヲ習フ。前前ハ當流天台法華宗相承血脈ノ目録トテ。四五紙ノ卷キ物有レ之。此ノ書計ニテ前代ハ習畢。是ハ七日精進シテ傳授スト云云委キ旨ハ如ニ傳受ノ私記。將來ニ此ノ法門失墜シテ事悲テ。一海僧都カ心賀法印ノ仰ヲ。有リノ任ニ書註セル。是レ今ノ八帖ノ書也

とあり、一海の『八帖抄』筆録を伝えるものである。

(4) 『天台相傳秘決抄』(『續天台宗全書』口決1、五四一上〜下)にも、心賀授一海相承の惣付屬が見られる。

(5) 拙稿「日光天海蔵『法華玄義抄』と関東天台」(『天台學報』第三十九号)を参照。

(6) 『法華深義』についての諸本の対照表は、発表時の配付資料を参照されたい。

(7) 三種法華について、拙稿「中古天台における三種法華説について」(平安仏教学会年報創刊号)、『溪嵐拾葉集』における「三種法華事」について(叡山学院研究紀要第二十三号)を参照。

(8) 『玄義第一見聞下』と『等海口傳抄』については、拙稿「日光天海蔵『法華玄義抄』と関東天台」(天台學報第三十九号)でも、比較対照している別の部分もある。

* なお写本資料は、天台宗典編纂所収集資料を用いた。